

# News Release

2019年4月25日  
NITE（ナイト）  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
製品安全センター（東京）

## 屋内の事故から子どもを守る ～環境と物選びでもっと安全に～

### 1. 関東甲信越地方の子どもの事故

#### （1）年度別事故発生件数と被害状況

2013年度から2017年度までの5年間でNITE（ナイト）が収集した製品事故情報<sup>※1</sup>において、関東甲信越地方の1都9県（茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、新潟県、神奈川県、千葉県、長野県、東京都、栃木県）で発生した0歳から6歳までの子どもが被害者となった屋内の事故は54件<sup>※2</sup>ありました。子供の事故について、関東甲信越の都県別の年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

※2 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

表1. 年度別事故発生件数

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
事故発生年度	2013年度			3	2	3	4			1		13
	2014年度	1		2		1	5				1	10
	2015年度		1		2	1	4					8
	2016年度		1	2	5	1	3			1		13
	2017年度			2	2	1	4	1				10
合計		1	2	9	11	7	20	1	0	2	1	54

表 2. 被害状況別事故発生件数<sup>※3</sup>

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計	
被害状況	人的被害	死亡		1			1					2	
		重傷	1		3	2	1	6				13	
		軽傷		1	4	7	3	10	1		2	1	29
	物的被害	拡大被害		1	1								2
		製品破損				1	2	3					6
		被害なし				1	1						2
合計		1	2	9	11	7	20	1	0	2	1	54	

※3 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

表3. 原因区分別事故発生件数

区分	事故原因区分説明	茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
製品に起因する事故	A 設計、製造又は表示等に問題があったもの			1	3	2	5			1		12
	B 製品および使い方に問題があったもの	1		1	1	1	4					8
	C 経年劣化によるもの											0
	G3 製品起因であるが、その原因が不明のもの				1							1
	小計	1	0	2	5	3	9	0	0	1	0	21
製品に起因しない事故	D 施工、修理又は輸送等に問題があったもの				1							1
	E 誤使用や不注意によるもの			1	2	1	3					7
	F その他製品に起因しないもの		2	1		1	1			1		6
	小計	0	2	2	3	2	4	0	0	1	0	14
その他	G 原因不明なもの			4	2	1	4	1			1	13
	H 調査中のもの			1	1	1	3					6
	小計	0	0	5	3	2	7	0	0	0	1	19
合計		1	2	9	11	7	20	0	0	2	1	54

原因区分別事故発生件数（表3）でみた場合、消費者の誤使用や不注意による事故（E区分）が7件あります。これらの事故は、製品の取扱方法を正しく認識して使用することで未然に防ぐことができます。事故防止のための注意事項として別送 News Release（全国版）の「気を付けるポイント」をご参照ください。併せて、製品に起因する事故（A、B、及びG3区分）の未然防止については、特にリコール対象製品による事故も発生していますので、お使いの製品が、社告・リコールの対象となっていないかご確認ください。

## (2) 関東甲信越地方において発生した事故の事例

### ① ウォーターサーバーによるやけどの事故

・ 2017年11月、神奈川県、軽傷

(事故内容)

子どもがウォーターサーバーを触ったところ、熱湯がかかってやけどを負った。

(事故原因)

温水注水ボタンの高さが床から61cmで子どもの手の届く高さであったため、給湯後に目を離した際に、近くにいた子どもが温水注水ボタンを押したことで熱湯が吐出し、やけどを負ったものと推定される。

なお、本体には、「熱湯によりやけどの恐れがある」旨、取扱説明書及び同梱の注意喚起チラシには、「やけどのおそれがあるため、乳幼児を近づかせない」旨、記載されている。

なお、当該ウォーターサーバーの電気式温水コック部は温水注水ボタン及びチャイルドロックボタンで構成されており、チャイルドロックボタンを3秒以上長押ししてから温水注水ボタンを押すことによりチャイルドロックが解除（給湯）され、給湯後5秒間放置すると自動的に初期状態に戻る（チャイルドロックが復帰する）構造であった。

### ② セラミックヒーターによるやけどの事故

・ 2015年12月、東京都、軽傷

(事故内容)

加湿機能付きセラミックヒーターを使用中、子どもが蒸気の吹き出し口に手を触れ、指にやけどを負った。

(事故原因)

保護者が目を離した際に子どもがつかまり立ちをして蒸気の吹き出し口に手をついたことから、やけどを負ったものと推定される。

なお、本体の蒸気吹き出し口には、「やけどのおそれあり。蒸気吹出口にさわったり、顔などを近付けない。」旨、表示されている。

### ③ 扉で指を挟んだことによる事故

・ 2014年5月、茨城県、重傷

(事故内容)

クローゼットの扉の折り部の隙間に指を挟み負傷した。

(事故原因)

子どもがクローゼットの内側から扉を閉じようとした際に、折り部の隙間に左手小指を入れてしまい負傷したものと考えられ、扉の折り部の隙間が大きく、業界安全指針の基準を満たしていなかったために被害拡大につながったと推定されるが、保護者が子どもから目を離していたことも事故発生に影響したものと考えられる。

## 2. 子どもの事故の再現実験映像について

以下の映像をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### (1) 実験映像内容

- ① ボタン電池誤飲 (2. (2) 写真1)
- ② たんす「1. 子どもがたんすによじ登り転倒」 (2. (2) 写真2)

### (そのほか)

- ③ アイロン「1. 子どもが触れて落下」
- ④ ウォーターサーバー「1. 乳幼児のやけどに注意！チャイルドロックの解除」
- ⑤ ウォーターサーバー「2. 乳幼児のやけどに注意！レバーの持ち上げ」
- ⑥ ウォーターサーバー「3. 乳幼児のやけどに注意！蛇口の外れ」
- ⑦ 加湿器「1. 加湿器の蒸気で子どもがやけど」
- ⑧ 扉・網戸「2. 扉に子どもの指が挟まれる」

### (2) 実験映像例

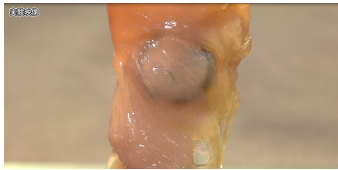


写真1. ボタン電池誤飲



写真2. 子どもがたんすによじ登り転倒

(本件に関する問い合わせ先)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 技術業務課

担当者：松本（まつもと）、有山（ありやま）、佐藤（さとう）

電話：03-3481-1820